

「令和3年度に経過措置が設けられた取組み」及び「身体的拘束等の適正化の推進にかかる取組み」にかかる義務の時期等について

	業務継続計画の策定等(※1)		高齢者虐待防止の推進(※1)		感染症対策の強化(※1)	認知症介護基礎研修の受講の義務付け(※1)	口腔衛生管理の強化(※1)	栄養ケア・マネジメントの充実(※1)	事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化(※1)	身体的拘束等の適正化の推進							
	義務の時期	未実施の場合の減算時期	義務の時期	未実施の場合の減算時期	義務の時期	義務の時期	義務の時期	義務の時期	義務の時期	緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録(※2-1)	身体拘束等の適正化のための措置(※2-2)	(※2-1)及び(※2-2)について未実施の場合の減算					
										義務の時期	義務の時期	未実施の場合の減算時期					
訪問介護	R6.4.1～	R7.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～	—	—	—	—	—	R6.4.1～	—					
(介護予防)訪問入浴介護	R6.4.1～	R7.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～		R6.4.1～					R6.4.1～		R6.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～		
(介護予防)訪問看護	R6.4.1～	R7.4.1～	R6.4.1～	R6.6.1～		—					—		—	—	R6.6.1～		
(介護予防)訪問リハビリテーション	R6.4.1～	R7.4.1～	R6.4.1～	R6.6.1～		—				—	—		—	R9.4.1～ (適用猶予措置期間の延長)	R6.6.1～	—	
(介護予防)居宅療養管理指導	R9.4.1～ (経過措置期間の延長)	—	R9.4.1～ (経過措置期間の延長)	—		—				—	—		—	—	R6.6.1～	—	
通所介護	R6.4.1～	R6.4.1～ ただし、(※3)を実施している場合、R6.4.1～R7.3.31は減算の適用なし	R6.4.1～	R6.4.1～		R6.4.1～				—	—		—	—	R6.4.1～	—	
(介護予防)通所リハビリテーション	R6.4.1～	R6.6.1～ ただし、(※3)を実施している場合、R6.6.1～R7.3.31は減算の適用なし	R6.4.1～	R6.6.1～		R6.4.1～				—	—		—	—	R6.6.1～	—	
(介護予防)短期入所生活介護	R6.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～		R6.4.1～				—	—		—	—	従来より義務	R6.4.1～	R6.4.1～
(介護予防)短期入所療養介護	R6.4.1～	ただし、(※3)を実施している場合、R6.4.1～R7.3.31は減算の適用なし	R6.4.1～	R6.4.1～		R6.4.1～				—	—		—	—	従来より義務	ただし、経過措置により、R6.4.1～R7.3.31の間は努力義務	ただし、経過措置により、R6.4.1～R7.3.31は未実施でも減算の適用はなし
(介護予防)福祉用具貸与	R6.4.1～	R7.4.1～	R6.4.1～	R9.4.1～		—				—	—		—	—	R6.4.1～	—	—
(介護予防)特定福祉用具販売	R6.4.1～	—	R6.4.1～	—		—				—	—		—	—	R6.4.1～	—	—
(介護予防)特定施設入居者生活介護	R6.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～		R6.4.1～				R6.4.1～ ただし、経過措置により、R6.4.1～R9.3.31は努力義務(※4)	—		—	—	従来より義務	従来より義務	① 外部サービス利用型短期利用(予防除く) R6.4.1～ ただし、経過措置により、R6.4.1～R7.3.31は未実施でも減算の適用はなし ② ①以外 従来より未実施の場合は減算
介護老人福祉施設	R6.4.1～	ただし、(※3)を実施している場合、R6.4.1～R7.3.31は減算の適用なし	R6.4.1～	R6.4.1～		R6.4.1～				R6.4.1～	R6.4.1～		R6.4.1～	—	従来より義務	従来より義務	従来より未実施の場合は減算
介護老人保健施設	R6.4.1～	—	R6.4.1～	R6.4.1～		R6.4.1～				R6.4.1～	R6.4.1～		R6.4.1～	—	従来より義務	従来より義務	従来より未実施の場合は減算
介護医療院	R6.4.1～	—	R6.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～	R6.4.1～	—	従来より義務	従来より義務	従来より未実施の場合は減算					

※1…令和3年度介護報酬改定により位置づけられ経過措置期間が設けられていたもの。義務の内容は、「資料1 令和3年度介護報酬改定における経過措置期間の満了について(介護保険最新情報 Vol.1174)の別紙1」を参照

※2-1…緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する必要。

※2-2…身体的拘束等の適正化を図るための措置とは、「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催かつその結果について従業者に周知」、「身体的拘束等の適正化のための指針を整備」、「従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施」

※3…「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画の策定」

※4…特定施設入居者生活介護は、令和6年介護報酬改定により省令改正により位置づけられた(経過措置期間あり。)